

仕様書

1. 調達件名

サイバーセキュリティ保険

2. 保険概要

サイバーセキュリティに起因する事故における損害および賠償責任の負担金の補償。
なお、個人情報漏えいに起因する損害のみの場合であっても補償の対象とする。

3. 被保険者

地方独立行政法人堺市立病院機構

4. 対象施設名

堺市立総合医療センター

5. 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

6. 補償金額および担保種目

	担保種目 (対象とする損害)	概要	1事故および 保険期間中の 支払限度額	自己負担額
1	賠償責任を負担すること によって生じる損害	提起された損害賠償請求について、被 保険者が負担する損害賠償金、争訟費用等	1,000,000千円	0千円
2	事故時の対応、事故後の 対策等のために必要な費 用・事故対応特別費用・サイ バー攻撃対応費用・情 報漏えい対応費用・法令 等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生す るおそれがある場合に、その事故に対応 するため、記名被保険者が支出した情報 漏えい対応費用、再発防止実施費用、損 害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、 使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ 費用、社告費用、コールセンター費用、弁 護士相談費用、求償費用、被保険者シス テム修復費用、データ復旧費用、法人謝 罪対応費用等②サイバー攻撃のおそれが 発見されたことにより、サイバー攻撃の	500,000千円	0千円

9. 契約手続に関する事項

- (1) 開札後に発行される落札者の請求書に基づき、当該保険契約の効力が発生する前日までに保険料を支払う。
- (2) 落札者は本契約に係る事務手続を履行する際、代理店・仲立人を置くことができるものとする。
- (3) 落札者は9（2）で代理店・仲立人を指定する場合は、その旨書面で届出を行うものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に定める補償の範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。